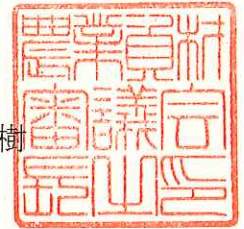


30 資 審 第 32 号

平成 31 年 2 月 21 日

農林水産大臣 吉川 貴盛 殿

農業資材審議会長 茶園 成樹



組換え DNA 技術応用飼料添加物の安全性に関する確認に係る諮問について（答申）

平成 31 年 1 月 9 日付け 30 消安第 4566 号をもって諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申する。

記

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の2ただし書の規定に基づく組換え DNA 技術により得られた生物を利用して製造する飼料添加物の安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準（平成27年農林水産省告示第2565号）の規定に基づき、次に掲げる組換え DNA 技術応用飼料添加物が高度に精製され、安全性の確保に支障がないことを確認する。

K12KCCM11252P 株及び K12KCCM11340P 株を利用して生産されたL-メチオニン